



## OPRTプレスリリース

### 中西部太平洋メバチ資源回復へ

### OPRTが昨年 WCPFC で採択された保存管理措置の 実効的な実施を要望

平成26年7月7日

(一般社団法人) 責任あるまぐろ漁業推進機構は、中西部太平洋の特にメバチ資源の回復に向けての要請(要旨別添)を7月4日付けでWCPFC グレン・ハリ―事務局長宛書面にて行った。

この書簡は、OPRTが、6月12日、各国会員の参加を求めて、東京で会員会合を開催し、近年過剰漁獲が問題となっているメバチ資源の回復について協議。その結果を要望として取りまとめ、グレン・ハリ―事務局長に送付したものである。

(会合に参加した会員：日本、台湾、韓国、インドネシア、フィリピン、セイシェル、バヌアツ)

「メバチ資源回復等を目的とする保存管理措置が2014年～2017年の5カ年計画としてWCPFCの昨年12月の年次会合で策定された。今後、同計画に盛り込まれた措置がメバチ資源回復に向けて実効的に実施されるようOPRTとして要望した。速やかに資源が回復することを切に願う。」と長畠大四郎専務は述べた。

OPRT各国会員も、各自、この書簡に基づき自国政府に対して、要望することとしている。

(問合せ先)

責任あるまぐろ漁業推進機構  
事務局長：田端 事業部長：人見  
TEL：03-3568-6388  
FAX：03-3568-6389  
Eメール：[hitomi@oprt.or.jp](mailto:hitomi@oprt.or.jp)

(別 添)

(WCPFC 事務局長への O P R T 書簡要旨)

昨年採択された保存管理措置 2013-01(※)の着実かつ実効的な実施を図るため、

1. 特にメバチ資源回復にとって重要な、メバチ若齢魚を多獲するまき網の FAD 操業の 2015 年以降の削減を確保するため、本年の WCPFC 年次会合 (WCPFC11) 閉会までに達成すべきとされているすべての作業を成功裡にかつ期限内に遂行すること。

- ・ 同措置パラ 17 及び 18 の 2015 年以降の FAD 禁漁期間の拡大及び FAD 操業数の削減は、パラ 15 の不均衡な負担が小島嶼開発途上国 (SIDS) に転嫁されないことを確保するための取極 (2014 年の WCPFC 年次会合(WCPFC11)で採択する) が、合意された場合のみ有効となる。
- ・ 大型まき網漁船の能力を 2012 年 12 月 31 日の水準にまで共同で削減する枠組みを共同で取纏め、WCPFC11 へ提出する(パラ 54 関連)。

過剰漁獲の削減及び漁獲能力の移動に関する枠組みを取り纏める作業を促進すること(パラ 53 関連)。

2. a)20N-20S の間で操業する冷凍能力を有する 24m 超のまき網船、b)冷凍能力を有しメバチを主対象とするはえ縄船、及び c)メバチを主対象とし、専ら生鮮魚を水揚げする氷蔵はえ縄船(パラ 49 から 52 関連)の隻数をそれぞれ現行水準を超えて増加させないことを確保すること。
3. 委員会が、毎年のレビューを実施する際には、FAD 禁漁の期間、FAD 設網の制限及び VDS 制度の下での漁獲努力量の水準が、本 CMM の目的を達成する上で相応なものとなっているか否かを含め、関連する項目を評価すること(パラ 56 関連)。
4. 小型はえ縄船に関しては、包括的なモニタリングを実施し、必要に応じ、管理措置の強化を検討すること。

※保存管理措置 2013-01

[http://www.wcpfc.int/system/files/WCPFC%2010%20FINAL%20RECORD\\_1.pdf](http://www.wcpfc.int/system/files/WCPFC%2010%20FINAL%20RECORD_1.pdf)

WCPFC ホームページ→Meeting→Regular Session of the Commission →  
WCPFC 10→WCPFC 10 Summary Report(6.23MB)